三重県企業庁施工体制確認型総合評価方式の概要

総合評価方式による建設工事の一般競争入札において、入札参加者の申込みに係る価格が、調査基準価格(三重県企業庁低入札価格調査実施要領第3条により算定した額。)に満たないときは、工事の施工体制について、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、「三重県企業庁施工体制確認審査マニュアル」に基づき、施工体制の確認審査を行います。

1 施工体制確認のための提出資料

(1)入札時に「施工体制審査意向確認書」を提出した入札参加者は、「三重県企業庁施工体制確認審査マニュアル」に基づき、次の<u>資料及び添付書類を提出</u>してください。

なお、提出された資料の訂正、差替え及び再提出は認めません。 また、発注機関の長が必要と判断した場合は、追加資料を求めることがあります。

(ア) 施工体制確認審査で提出を求める資料

- ・施工体制様式 2 -1 入札金額の見積内訳(設計内訳書)
- ・施工体制様式 2 -2 入札金額の見積内訳 (明細表)
- ・施工体制様式 3 -1 施工体制台帳
- ・施工体制様式 3 -2 下請予定業者等一覧表
- ・施工体制様式 4 -1 安全対策の取り組み
- ・施工体制様式 4 -2 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)
- ・施工体制様式 4 -3 安全衛生管理体制(点検計画)
- ・施工体制様式 4 -4 安全衛生管理体制 (仮設設置計画)
- ・施工体制様式 4 -5 安全衛生管理体制 (交通誘導員配置計画)
- ·施工体制様式 6 配置予定技術者名簿
- ・施工体制様式 8 手持ち資材の状況
- ・施工体制様式 9 資材購入予定先一覧
- ・施工体制様式10-1 手持ち機械の状況
- ・施工体制様式10-2 機械リース元一覧
- ・施工体制様式11 労務者の確保計画
- ·施工体制様式12 工種別労務者配置計画
- ・施工体制様式14 建設副産物の搬出地
- ・施工体制様式15 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ・施工体制様式16-1 品質確保体制(品質管理のための人員体制)
- ・施工体制様式16-2 品質確保体制(品質管理計画書)
- 施工体制様式16-3 品質確保体制(出来形管理計画書)
- (イ) 必要な場合に提出を求める追加資料
 - ・施工体制様式 2 -3 入札金額の見積内訳(単価表)
 - ・施工体制様式 2 -4 入札金額の見積内訳(施工単価表)
 - ・施工体制様式 2 -5 入札金額の見積内訳(運転単価表)
- (2) 入札時に「施工体制審査意向確認書」を提出しない入札参加者は、上記資料の提出は不要です。

2 審査方法等の概要

(1) 審査内容

施工体制に関する審査は、上記1(1)に記載の資料及び添付書類、工事費内訳書及び施工体制 確認のためのヒアリングなどをもとに、次の各項目について行います。

(ア) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、そのことが入札公告等に記載された要求要件の確実な実現につながるかについて審査します。

【審査項目】

- ①建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能であること。 (施工体制様式14、15)
- ②安全確保の体制が構築されていること。

(施工体制様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5)

③その他、工事の品質確保のための体制が構築されていること。 (施工体制様式16-1、16-2、16-3)

(イ) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、 そのことが入札公告等に記載された要求要件の確実な実現につながるかについて審査します。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されていること。 (施工体制様式3-1、3-2)
- ②施工を行うための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されていること。(施工体制様式8、9、10-1、10-2、11、12)
- ③配置予定技術者が必要な資格等を有しており、その配置が確実であること。 (施工体制様式6)

(ウ) 見積書等との関連性

上記「(ア) 品質確保の実効性」及び「(イ) 施工体制確保の確実性」の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書等を審査します。また、関連資料との整合性について審査します。

【審査項目】

- ①関連資料と整合していること。(施工体制様式2-1、2-2)
- ②必要経費の計上が的確であり、要求要件及び技術提案の実現が可能であること。 (施工体制様式 2-1、 2-2)

(2) 基礎要件の審査

上記1 (1) の施工体制確認のための資料及添付書類において、次の「施工体制確認に係る審査 基礎要件」(ア)、(イ) のいずれかを満足していない場合又は(ウ)、(エ) のいずれかに該当する 場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは行いません。

(ア) 入札価格が予定価格/1.05 の 70%以上であること。

なお、端数処理は、予定価格/1.05 の 70%の円未満を切り捨てるものとします。 ただし、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事 (WTO 対象工事)』については、適用しません。

(イ) 設計内訳書の下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。

なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとします。 ただし、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事(WTO対象工事)』については、適用しません。

	機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
一般土木工事等		75%	70%	70%	30%
建築工事	_	73.5%	70%	70%	30%
機械設備、電気設	69%	75%	70%	70%	30%
備•通信設備工事					
上記以外	_	75%	70%	70%	30%

(ウ)「施工体制審査マニュアル」に基づいて作成した資料及び添付書類が明らかに不足している場合。

- (エ) 施工体制確認審査において、参加資格を満たしていないことが明らかになった場合。
- (3) 施工体制確認のためのヒアリング

上記(2)の「施工体制確認に係る審査基礎要件」(ア)、(イ)を満足し、「施工体制確認に係る審査基礎要件」(ウ)、(エ)に該当しない場合は、上記1(1)の資料及び添付書類により内容を確認審査し、ヒアリングを行います。

ヒアリングの出席者については、配置を予定する主任技術者又は監理技術者等を含め3名以内と します。

ヒアリング時は、原則として提出した資料及び添付書類により説明してください。 添付書類等の原本は、提示を求める場合があるため、必ずヒアリング時に持参してください。

3 施工体制に関する評価

- (1) 上記2の「(ア) 品質確保の実効性」、「(イ) 施工体制確保の確実性」及び「(ウ) 見積書等との関連性」の各審査項目に関する体制がすべて構築されると認める場合に限り、「適切な施工体制が十分確保され、より確実に実現できる」として、「(標準点+加算点) ÷入札価格」により評価値を算出します。
- (2) 上記2の「(ア) 品質確保の実効性」、「(イ) 施工体制確保の確実性」及び「(ウ) 見積書等との 関連性」の各審査項目に関する体制がすべて構築されると認められない場合は、次のとおり<u>評価値</u> を補正します。

{(標準点+加算点) ÷入札価格} × <u>※補正 {入札価格÷低入札調査基準価格}</u>

(3)「施工体制審査意向確認書」を提出していない場合は、上記(2)と同様の<u>算出式により評価値</u>を補正します。

{(標準点+加算点) ÷入札価格} × ※補正 {入札価格÷低入札調査基準価格}

4 入札無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とします。

- (ア)施工体制確認資料を指定した期日までに提出しない場合。なお、資料及び添付書類の提出を求める連絡が取れなかった低入札者については、同様の扱いとする。
- (イ) 施工体制確認のためのヒアリング通知を送付しているが、その指定時刻、指定場所に来なかった場合。

附則

- 1 平成25年10月1日から平成26年3月31日までに契約を締結する案件で、予定価格の算定にあたり消費税及び地方消費税率を8%で算定しているものについては、2(2)(ア)中「予定価格/1.05」とあるのは「予定価格/1.08」として適用する。
- 2 この取扱いは、平成26年3月31日までとする。